

「小田原市営住宅条例施行規則の一部改正」に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市営住宅条例施行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	平成30年1月15日（月）
意見提出期間	平成30年1月15日（月）から 平成30年2月13日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ等）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	5件（2人）
インターネット	2人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0件
C	今後の検討のために参考とするもの	1件
D	その他（質問など）	4件

〈具体的な内容〉

	意見の内容	区分	意見に対する考え方
1	<p>単身の入居者が増えるということは、孤独に暮らすことも想定されます。</p> <p>そんな中、見守りも兼ねた生きいきとしたコミュニティの創出をしておくべきではないでしょうか。</p> <p>孤独死のリスクが大変高くなります。</p>	C	<p>入居者の高齢化や単身世帯の増加も進んでおり、見守りも兼ねたコミュニティの創出は市営住宅全体の課題です。</p> <p>集会所を活用した自治会等の取組をはじめ、福祉部局や様々な主体と連携した取組の可能性を検討していきます。</p>
2	<p>谷津住宅3号棟の入居資格に2人以上の家族世帯であることは入っていますか。</p>	D	<p>谷津住宅3号棟は各室の住戸専用面積が43㎡未満の住戸であり、従前から2人以上の家族世帯だけでなく単身世帯も入居できる住宅です。</p>
3	<p>谷津住宅3号棟は募集を継続していますか。</p>	D	<p>谷津住宅3号棟は、将来的な建替えや用途廃止を検討している住宅であるため、新たな入居募集を停止します。</p>
4	<p>東町住宅の入居資格に2人以上の家族世帯であることは入っていますか。</p>	D	<p>東町住宅は、各室の住戸専用面積が57.1㎡となっており、規則改正後も2人以上の家族世帯であることが入居の条件となります。</p>
5	<p>東町住宅は募集を継続していますか。</p>	D	<p>東町住宅は新規入居者の募集を停止する住宅とはなっていません。</p>